

## 第1回 議員定数等検討小委員会会議次第

日時：平成15年2月28日 午前10時～

場所：吾北村中央公民館 2階大ホール

- 1 開 会
- 2 委員長及び副委員長の選任
- 3 委員長あいさつ
- 4 議 題
  - ・新町の議会議員の定数及び任期について
  - ・選挙区の設定について
- 5 その他
  - ・今後の協議スケジュールについて
- 6 閉 会

# 議員定数等検討小委員会委員名簿

平成15年2月18日現在

所属町村	機関団体名	氏名	備考
伊野町	議長	畑山 博行	
	議会	井上 敏雄	
		浜田 孝介	
		土居 豊榮	
学識経験者	西川かず子		
吾北村	議長	黒石 利武	
	議会	筒井 鷹雄	
		伊藤 隆茂	
		筒井 幹夫	
学識経験者	細川 治雄		
本川村	議長	和田 公靖	
	議会	川村 茂	
		伊東 尚毅	
		中平由美子	
学識経験者	曾我部義晴		

高知県吾川郡吾北村上八川甲2010  
伊野町・吾北村・本川村合併協議会  
TEL 088-850-5223 FAX 088-850-5224

伊野町・吾北村・本川村合併協議会  
議員定数等検討小委員会

伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第2条の規定により、下記のこと  
について諮問します。

平成15年2月28日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

記

- 1．新町の議会議員の定数について
- 2．新町の議会議員の任期について
- 3．選挙区の設定について

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協議項目		協定項目 7 議会議員の定数及び任期の取扱い	
区分	合併特例法を適用しない場合（原則）	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合
合併関係町村の議会の議員の身分	合併関係 3 町村の廃止と同時に議員は失職する。		合併関係 3 町村の協議により、合併後 2 年を越えない範囲に限り、引き続き合併 3 町村の議会の議員として在任することができる。
任期	設置選挙の日から 4 年 【根拠法令・地方自治法第 9 3 条第 1 項】 第 9 3 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。		合併後 2 年を越えない範囲で協議で定める期間
定数	<p>【根拠法令】</p> <p>第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議委員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>～ 省略</p> <p>人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人</p> <p>～ 省略</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>（議会の議員の定数に関する特例）</p> <p>第 6 条 新たに設置された合併市町村にあつては、・・・規定する定数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>2～8 省略</p> <p>2 倍を越えない範囲</p> <p>・ 26 人 * 2 = 52 人以内</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 91 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 2 年を越えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2～4 省略</p>
		26 人を上限として、3 町村の議会で議決された定数	

# 行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協議項目		協定項目7 議会議員の定数及び任期の取扱い		
区分	合併特例法を適用しない場合（原則）	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合	
選挙期日	設置の日から50日以内 【根拠法令・公職選挙法】 第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。 2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 4～5 省略		選挙は行わない。	
補欠選挙の適用	有	有	無	
選挙区	条例で選挙区を設けることができる。 【根拠法令・公職選挙法】 第15条 1～5 省略 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、 <b>条例で選挙区を設けることができる。</b> 但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。			
選挙区 の 定数	人口に比例する場合	選挙区で選挙すべき議会の議員の数 【根拠法令・公職選挙法】 第15条第8項 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。		
		【設置選挙及び一般選挙】 議員定数を26人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 26 / 28,729 = 22$ ・吾北村 $3,358 \times 26 / 28,729 = 3$ ・本川村 $759 \times 26 / 28,729 = 1$	【特例による設置選挙】 議員定数を52人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 52 / 28,729 = 45$ ・吾北村 $3,358 \times 52 / 28,729 = 6$ ・本川村 $759 \times 52 / 28,729 = 1$ 特例終了後の一般選挙については、議会の議員定数は26人となる。	【特例終了後の一般選挙】 議員定数を26人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 26 / 28,729 = 22$ ・吾北村 $3,358 \times 26 / 28,729 = 3$ ・本川村 $759 \times 26 / 28,729 = 1$
人口に比例しない場合	選挙区で選挙すべき議会の議員の数 【根拠法令・公職選挙法施行令】 第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。 現行定数で試算した場合 ・伊野町 $20 \times 26 / 42 = 12$ ・吾北村 $12 \times 26 / 42 = 8$ ・本川村 $10 \times 26 / 42 = 6$		該当なし	

# 行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協議項目 協定項目7 議会議員の定数及び任期の取扱い				
区分	内容	先進事例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
合併特例法を適用しない場合 (原則)	選挙：合併後50日以内 数：条例で定める数 期：4年 補欠選挙の有無：有	大東町	大浜町、城東村	昭和48年4月1日
定数に関する特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	選挙：合併後50日以内 数：法定定数の2倍以内 期：4年 補欠選挙の有無：有			
在任に関する特例を適用する場合 (合併特例法第7条)	選挙：無 数：現行議員数 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無	ひたちなか市 あきる野市 篠山市 西東京市 さいたま市 さぬき市	勝田市、那珂湊市 秋川市、五日市町 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 田無市、保谷市 浦和市、大宮市、与野市 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成6年11月1日 平成7年9月1日 平成11年4月1日 平成13年1月21日 平成13年5月1日 平成14年4月1日
調整の方針(案)				
議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、小委員会に諮問を行い、小委員会で調整された案を基に、協議会で協議し定める。				
協議の結果				
議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、小委員会に諮問を行い、小委員会で調整された案を基に、協議会で協議し定める。				

3 町 村 の 議 会 の 議 員 の 報 酬 等 調 べ

報 酬	議員の報酬等	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村	摘 要	
	議長	305,000	241,000	244,000		
	副議長	237,000	193,000	193,000		
	議員	214,000	168,000	169,000		
	常任委員長			176,000		
	議会運営委員長			176,000		
	特別委員長			169,000		
期 末 手 当	6月支給分	1.45	1.45	1.45		
	12月支給分	1.60	1.60	1.60		
	3月支給分	0.55	0.55	0.55		
	計	3.60	3.60	3.60		
	加算割合	15%	15%	15%		
費 用 弁 償	本会議	1,000	1,300	なし		
	委員会	1,000	1,300	なし		
	その他	車 賃	実費	実費	実費	
		県内日当	2,000	2,000	2,000	
		県外日当	2,500	3,800	3,000	
条例関係		議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例	議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例	議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例		

選挙区別を設けた場合の各選挙区の議員定数(人口に比例して算出する例)

議員定数を26人とした場合							議員定数
伊野町	24,612	÷	28,729	×	26	22.274	22
吾北村	3,358	÷	28,729	×	26	3.039	3
本川村	759	÷	28,729	×	26	0.687	1

議員定数を25人とした場合							議員定数
伊野町	24,612	÷	28,729	×	25	21.417	21
吾北村	3,358	÷	28,729	×	25	2.922	3
本川村	759	÷	28,729	×	25	0.660	1

議員定数を24人とした場合							議員定数
伊野町	24,612	÷	28,729	×	24	20.561	20
吾北村	3,358	÷	28,729	×	24	2.805	3
本川村	759	÷	28,729	×	24	0.634	1

議員定数を23人とした場合							議員定数
伊野町	24,612	÷	28,729	×	23	19.704	20
吾北村	3,358	÷	28,729	×	23	2.688	2
本川村	759	÷	28,729	×	23	0.608	1

議員定数を22人とした場合							議員定数
伊野町	24,612	÷	28,729	×	22	18.847	19
吾北村	3,358	÷	28,729	×	22	2.571	2
本川村	759	÷	28,729	×	22	0.581	1

議員定数を21人とした場合							議員定数
伊野町	24,612	÷	28,729	×	21	17.991	18
吾北村	3,358	÷	28,729	×	21	2.455	2
本川村	759	÷	28,729	×	21	0.555	1

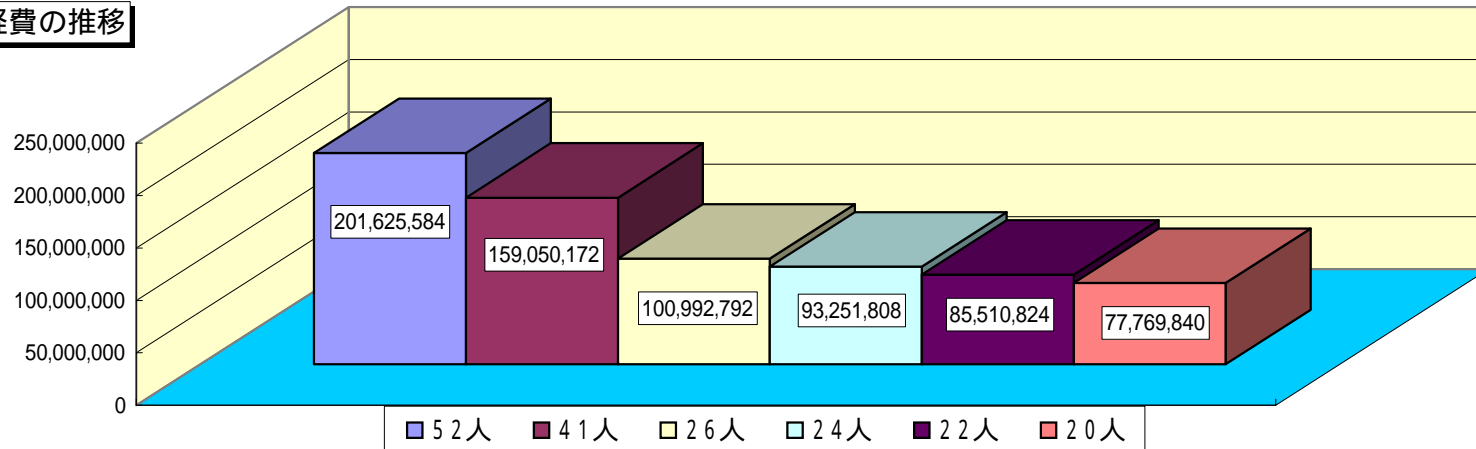
議員定数を20人とした場合							議員定数
伊野町	24,612	÷	28,729	×	20	17.134	17
吾北村	3,358	÷	28,729	×	20	2.338	2
本川村	759	÷	28,729	×	20	0.528	1

公選法第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して算出することとされているが、その算出にあたっては、議員定数配当基数を計算し、計算により端数が生じたときは、端数切り上げで得た数が議員定数に達するまで端数の数の大きい順に切り上げる取扱いとすべきである。(昭和39.8.26行政実例)

### 議会の議員数別経費の推移

主な経費		伊野町における議員一人当たり月額費用	議 員 数						摘 要
			52人	41人	26人	24人	22人	20人	
報 酬	議 長	215,375	134,394,000	105,964,500	67,197,000	62,028,000	56,859,000	51,690,000	
	副議長								
	委員長								
	議 員								
職員手当等	特別職	72,622	45,316,128	35,730,024	22,658,064	20,915,136	19,172,208	17,429,280	
共済費	共済給付負担金	20,277	12,652,848	9,976,284	6,326,424	5,839,776	5,353,128	4,866,480	
	共済事務負担金								
旅 費	費用弁償	6,356	3,966,144	3,127,152	1,983,072	1,830,528	1,677,984	1,525,440	
	議員研修								
負担金及び交付金	公務災害補償組合	7,911	4,936,464	3,892,212	2,468,232	2,278,368	2,088,504	1,898,640	
	県議長会負担金								
	郡議長会負担金								
計		322,541	201,265,584	158,690,172	100,632,792	92,891,808	85,150,824	77,409,840	(年額)

議員数別経費の推移

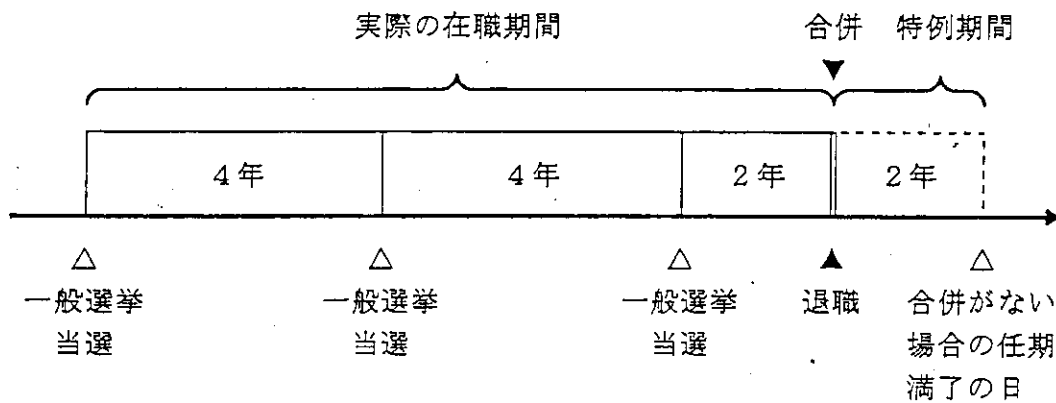


## 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例

合併を進める上での障害等に対応するための方策の一環として、市町村の合併日の前日において合併関係市町村の議会の議員であった者のうち、当該市町村の合併がなかったものとしたならば、地方議会議員の退職年金の在職期間の要件（在職期間が12年以上）を満たすことになる者については、当該要件を満たしているものとみなし、その者の在職期間に応じた年金額を支給することとされています。

※ 市町村の合併においては、合併特例法の在任特例を適用したり、又は合併の日を議員の任期満了後の日に設定することにより、議員の任期途中で合併に伴う失職が避けられているケースが多いことに留意する必要があります。

【例】



在職期間10年 + 特例期間2年 = 合計12年 → 年金受給権発生

### 特例措置による年金額

年金額は、実際の在職期間に応じて、標準報酬年額に次の割合を乗じて得た金額です。

在 職 期 間	割 合
8年以上 9年未満	150分の33
9年以上10年未満	150分の37
10年以上11年未満	150分の41
11年以上12年未満	150分の45

なお、在職期間が12年以上の者に対して支給される年金額は、在職期間12年以上13年未満の場合は、標準報酬額の150分の50に相当する金額で、1年を増すごとに150分の1に相当する金額が加算されます。